

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第 89 号

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を改正する規則

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

別表第1C階層の項中「4,300」を「4,400」に、「5,600」を「5,700」に、「7,200」を「7,400」に改め、同表D階層の項を次のように改める。

D階層	A階層を除き、所得税を課されている者の属している世帯	(所得税額)																
		D ₁	1円以上 5,000円未満	11,200	11,800	12,400	13,100	13,800	12,200	12,900	13,600	14,400	15,100	5,700	5,800	5,900	6,000	6,100
		D ₂	5,000円以上 15,000円未満	13,300	14,100	14,900	15,600	16,400	16,100	17,000	18,000	18,900	19,800	6,700	6,800	6,900	7,000	7,100
		D ₃	15,000円以上 45,000円未満	16,300	17,300	18,200	19,100	20,100	20,400	21,500	22,700	23,900	25,100	6,100	8,400	8,500	8,700	8,900
		D ₄	45,000円以上 75,000円未満	20,800	21,900	23,200	24,400	25,600	29,300	31,000	32,700	34,400	36,100	10,400	10,900	11,100	11,400	11,600
		D ₅	75,000円以上 112,500円未満	26,300	27,800	29,500	31,200	33,100	39,600	41,700	43,500	45,400	47,500	13,300	13,900	14,000	14,200	14,400
		D ₆	112,500円以上 202,500円未満	29,700	31,500	33,100	35,000	36,900	46,700	49,400	52,200	55,000	57,300	19,200	19,700	19,900	20,100	20,400
		D ₇	202,500円以上 402,500円未満	30,700	32,600	34,200	36,200	38,200	50,900	53,800	56,900	60,000	62,600	19,800	20,300	20,500	20,700	21,000
		D ₈	402,500円以上 602,500円未満	31,100	32,900	34,600	36,600	38,700	54,700	57,700	61,300	64,400	67,300	20,100	20,700	20,900	21,100	21,400
		D ₉	602,500円以上 734,000円未満	33,500	35,500	37,400	39,400	41,400	60,200	63,700	67,200	70,800	74,400	20,500	21,100	21,200	21,400	21,600
		D ₁₀	734,000円以上	40,700	43,100	45,500	47,800	50,300	72,500	76,700	80,900	85,200	89,500	25,800	26,500	26,600	26,800	27,100

別表第1備考4を次のように改める。

4 同一世帯に次に掲げる児童（以下「昼間里親児童等」という。）がある場合において、昼間里親児童等が1人のときは、徴収額は、2人目の児童についての加算額に相当する額とし、昼間里親児童等が2人以上のときは、保育費用は、徴収しない。

- (1) 昼間里親（京都市昼間里親規則第2条の規定により昼間里親登録簿に登録された者をいう。）に保育されている児童
- (2) 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業による保育を受けている児童
- (3) 法第6条の4第1項に規定する里親に養育されている児童
- (4) 次に掲げる施設に入所している児童

ア 法第7条第1項に規定する児童福祉施設（母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。）

イ 法第6条の2第3項に規定する指定医療機関のうち法第27条第2項の規定

による委託が行われているもの

ウ 法第6条の2第2項及び第4項に規定する厚生労働省令で定める施設（これらの項に規定する便宜の供与を受けるために入所する場合に限る。）

別表第1備考5を削り、同備考6中「第6条第2項」を「第7条第1項」に改め、「以下同じ」を削り、「在学している児童」の右に「(以下「幼稚園児等」という。)」を加え、「当該児童」を「幼稚園児等」に改め、「として」の右に「第2条第2項及び」を加え、同備考6を同備考5とし、その次に次のように加える。

6 4及び5にかかわらず、同一世帯に昼間里親児童等が1人あり、かつ、幼稚園児等がある場合における保育費用は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 幼稚園児等のうちに保育所に入所している児童に比して年長の者があるとき
保育費用は、徴収しない。

(2) その他のとき 徴収額は、2人目の児童についての加算額に相当する額とする。

別表第1備考中7を削り、8を7とし、9を8とし、同備考10中「同法」に右に「第314条の2第1項第11号、」を加え、「適用しない」を「適用せず、かつ、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号の規定の適用があるものと仮定するものとする」に改め、同備考10を同備考9とし、同備考11中「10」を「9」に改め、同備考中11を10とし、12を11とする。

別表第3備考3及び別表第4備考3中「第314条の2」を「第314条の2第1項第11号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の規定は、平成25年4月分の児童福祉法第51条第4号及び第5号に規定する費用の徴収額（以下「徴収額」という。）から適用し、同年3月分までの徴収額については、なお従前の例による。

(保健福祉局子育て支援部保育課)